

令和健康科学大学センターに関する規程

(趣旨)

第1条 令和健康科学大学(以下「本学」という。) 学則第51条に基づき設置するセンターに関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、本学における教育研究上の特定の機能を果たすことを目的とする。

(施設)

第3条 センターの名称及び特定の機能は、別表のとおりとする。

(組織)

第4条 センターの組織については、センターごとに別に定める。

2 センター長は、センターの運営を統括する。センター長は専任の教員から学長が指名する。

(業務)

第5条 センターの業務については、センターごとに別に定める。

(運営)

第6条 センターの運営については、センターごとに設ける運営委員会が審議する。

2 運営委員会については、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から、改正、施行する。

別表

センターの名称	特定の機能
臨床シミュレーションセンター	臨床シミュレーション教育の研究、開発及び実践に関する事項
健康支援センター	学生の健康支援に関する事項